

特別教育修了証再交付・書替申込案内

▶ はじめに

当連合会で行う修了証の再交付または書替の対象は、茨城労働基準協会連合会で発行した特別教育修了証に限ります。各地区労働基準協会及び他の教習機関や事業所等で発行された特別教育修了証に関しては、当連合会では再交付・書替ができないのでご注意ください。また、特別教育修了証は統合できません。

▶ 必要書類等について

紛失・盗難・破損等で再交付申請をする方の手続きに必要な物

- ・ 申込書
- ・ 手数料 2,000円（修了証発行枚数1枚につき）
- ・ 身分証明書の写し（自動車免許証・健康保険証・在留カード等）
- ・ 破損した修了証（当連合会発行の物に限る）

氏名に変更があった方の書替申請をする方の手続きに必要な物

なお、本籍地の変更については手続きの必要はありません。（平成29年4月1日から施工）

- ・ 申込書
- ・ 手数料 2,000円（修了証発行枚数1枚につき）
- ・ 変更があった氏名の経緯がわかる公的な証明書（戸籍抄本又は自動車免許証の裏面に訂正のある物）
- ・ 現在お持ちの修了証（当連合会発行の物に限る）

▶ 申請方法

当連合会窓口へ直接来所による申請

平日の午前9時30分から午後4時30分（営業時間は午前9時から午後5時までになりますが修了証発行システムの都合により申請受付時間に差異があります。）の間に上記必要書類等を揃えた上、当連合会までお越し下さい。

郵送による申請

上記必要書類と返信用封筒【定型封筒に返信先を明記し、切手404円（修了証1～2件は404円・3～5件は414円）簡易書留扱い】を揃えたうえ、現金書留にてご郵送して下さい。

▶ 郵送・お問い合わせ先

一般社団法人 茨城労働基準協会連合会

〒310-0801

茨城県水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館14階

TEL:029-225-8881